

公益財団法人鳥取市人権情報センター
役員等の報酬総額及び報酬等の支給の基準に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人鳥取市人権情報センター定款(以下「定款」という。)第14条及び第29条の規定に基づき、公益財団法人鳥取市人権情報センター(以下「センター」という。)の理事、監事及び評議員(以下「役員」という。)の事業年度の報酬総額及び報酬等の支給の基準について定めることを目的とする。

(報酬等の区分)

第2条 役員等の報酬は、常勤の理事にあつては月額報酬とし、非常勤の役員等にあつては日額報酬とする。

- 2 常勤の理事には、前項に定める報酬のほか、月額で通勤手当を支給することができる。
- 3 役員等には、賞与及び退職手当を支給しない。

(事業年度の報酬総額)

第3条 前条第1項に規定する報酬は、事業年度ごとに別表に定める総額を上限とする。ただし、評議員については、定款第14条で定める総額を上限とする。

(月額報酬の算定方法)

第4条 常勤の理事の月額報酬は、別表に定める総額の範囲内において理事会で決定する。

- 2 新たに常勤の理事に就任した者は、その日から月額報酬を支給する。
- 3 常勤の理事が退職し、又解任された場合には、その日までの月額報酬を支給する。
- 4 常勤の理事が死亡により退職した場合には、その月までの月額報酬を支給する。
- 5 第2項又は第3項の規定により月額報酬を支給する場合であつて、その月の初日から支給するとき以外のとき又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その月額報酬の額は、日割によって計算する。この場合において、月額報酬の額に1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(月額報酬等の支払方法)

第5条 常勤の理事の報酬等は、その金額を通貨で、直接支払うものと

する。ただし、法令に基づき、報酬等から控除すべき金額がある場合には、支払うべき報酬等の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

- 2 常勤の理事が報酬等から控除すべき金額がある場合には、支払うべき報酬等の全部又は一部につき、本人名義の預金口座への振り込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。
- 3 常勤の理事の報酬は、その月の月額金額を毎月21日に支給する。ただし、支払日が休日に当たるときは、その前日とする。

(日額報酬の算定方法)

第6条 非常勤の役員等が本会の評議員会、理事会及びその他の会議(以下「会議」という。)に出席したときは、別表に定める総額の範囲内において、1日につき5,000円の日額報酬を支給する。ただし、役員等が公務員の場合には、支給しない。

(日額報酬の支払方法)

第7条 日額報酬は、会議に出席する都度、現金により支給する。ただし、法令に基づき、報酬から控除すべき金額がある場合には、支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

(費用弁償)

第8条 役員等が職務のため出張したときは、費用弁償としてセンター旅費規程(平成11年規程第2条)に基づき、旅費を支給する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 財団法人鳥取市人権情報センター寄附行為(平成20年施行第20条)は廃止する。

別表(第3条及び第4条関係)

役員等の区分	事業年度ごとの報酬総額(年額)
常 勤 の 理 事	450万円
非 常 勤 の 理 事 及 び 監 事	50万円